

つくばみらい市告示第30号

つくばみらい市こどものための養育費確保に関する公正証書等作成費助成事業実施要綱
次のように定める。

令和8年3月10日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市こどものための養育費確保に関する公正証書等作成費助成事業実施
要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ひとり親の養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、ひとり親に対して養育費に関する公正証書等作成費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者であって、現に子を扶養している者又は離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の者をいう。

(2) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) つくばみらい市に住所を有すること。

(2) 養育費の取決めの対象となる子（以下「子」という。）を現に扶養しているひとり親又は離婚協議中であって離婚後に子を扶養する予定の者

(3) 養育費の取決めに関する公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書等債務名義としての効力を有するもの（令和8年4月1日以後に作成されたものに限る。以下「養育費の取決めに関する文書」という。）を作成又は取得したこと。

(4) 養育費の取決めに関する文書を作成し、又は取得するための費用を負担したこと。

(5) 市税に滞納がないこと。

(6) 過去に同一の児童を対象として、他の自治体を含め、本要綱と同様の内容の助成金、補助金等の交付を受けていないことまたは交付される予定のないこと。

(対象費用及び助成金の額)

第4条 助成金の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、養育費の取決め

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

つくばみらい市公正証書等作成助成金交付申請書兼請求書

つくばみらい市長 様

つくばみらい市公正証書等作成助成金の交付を受けたいので、つくばみらい市こどものための養育費確保に関する公正証書等作成費助成事業実施要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
	住所	つくばみらい市			
自身の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 離婚協議中				
養育費の取決めの対象となる子	フリガナ 氏名				(年 月 日生)
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/>			
	フリガナ 氏名				(年 月 日生)
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/>			
助成申請額	支出した経費				
	申請額 ※助成限度額と支出した経費を比較していずれか低い額				
振込先金融機関					本店・支店
口座の種別・口座番号	普通・当座				
フリガナ					
口座名義人					

この助成金の交付審査に際し、次に掲げる事項に関する情報について、つくばみらい市備付け公簿等により、確認することに同意します。

- (1) 住民登録
- (2) 児童扶養手当の認定状況
- (3) 市税の納付状況

年 月 日 申請者署名 _____

みらいお第 号
年 月 日

つくばみらい市公正証書等作成費助成金交付（不交付）決定通知書

様

つくばみらい市長 小田川 浩 

年 月 日付で申請のあったつくばみらい市公正証書等作成助成金については審査の結果、下記のとおり決定したのでつくばみらい市こどものための養育費確保に関する公正証書等作成費助成事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付

交付決定額 _____ 円

2 不交付

（不承認の理由）

3 助成金の交付の条件

偽りその他不正な手段によりつくばみらい市公正証書等作成助成金の交付決定を受けたと認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることがあります。